

○山都町そよ風パーク条例

平成17年2月11日

条例第116号

(設置)

第1条 農林業の振興を図るとともに、本町の雄大な自然を背景に利用者が心身の健やかさを回復し、相互の交流を深めることを目的として、そよ風パークを設置する。

(名称及び位置)

第2条 そよ風パークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 そよ風パーク

位置 山都町今297番地

2 そよ風パークを構成する施設は、別表第1のとおりとする。

(業務)

第3条 そよ風パークは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 宿泊施設その他休養施設の提供
- (2) 集会のための会場の提供
- (3) 農林水産物を主とした特産物の展示及び販売並びに食事の提供
- (4) 観光情報の収集及び発信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、そよ風パークの設置の目的を達成するために必要な業務

(休業日)

第4条 そよ風パークは、無休とする。ただし、町長が、管理運営上必要があると認めたときは、そよ風パークの休業日を定めることができる。

(使用時間)

第5条 施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(入場の禁止等)

第6条 町長は、そよ風パーク内の秩序を乱し、若しくは他の入場者に迷惑を

及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者に退場を命ずることができる。

(使用の許可)

第7条 そよ風パークの施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第8条 町長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。

- (1) その使用がそよ風パークの設置の目的に反するとき。
- (2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) その使用が施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他町長が施設の管理上支障があると認めるとき、又は町長が適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第10条 使用者は、施設を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しく

は使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第13条に定める使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他町長が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。

(使用者の原状回復義務)

第12条 使用者は、施設の使用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(使用料)

第13条 使用者は、別表第2に定める額を上限として、あらかじめ町長が定める使用料を納付しなければならない。

2 附属設備の使用料は、規則で定める。

(使用料の減免)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、町長が使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設を使用することができないとき。

(指定管理者による管理)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、そよ風パークの管理を、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりそよ風パークの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条又は第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、そよ風パークの休業日を定め、又は使用時間を変更することができる。

3 第6条、第7条、第8条、第10条、第11条及び第12条の規定は、第1項の規定によりそよ風パークの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第6条、第7条、第8条、第10条及び第11条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「町」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりそよ風パークの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がそよ風パークの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりそよ風パークの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がそよ風パークの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
 - (2) そよ風パークの施設の維持及び修繕に関する業務
 - (3) そよ風パークの使用の許可に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がそよ風パークの管理上必要と認める業務
- (利用料金)

第18条 指定管理者は、法第244条の2第8項の規定により、そよ風パークの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として使用者から收受することができる。

2 前項の規定により指定管理者が收受することができる利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として、あらかじめ町長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免し、又は還付することができる。

(指定管理者の原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により、施設及び附属設備を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 使用期間を終わっても、正当な理由がなく使用を続ける者
- (2) 使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、使用を続ける者
- (3) 正当な理由がなく原状の回復をせず、その費用を負担しない者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の蘇陽町そよ風パークの設置及び管理に関する条例（平成 7 年蘇陽町条例第 22 号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料については、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 162 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 26 日条例第 173 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(山都町そよ風パーク条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山都町そよ風パーク条例第 14 条第 1 項の規定により管理を委託しているそよ風パークについては、平成 18 年 9 月 1 日（同日前にこの条例による改正後の山都町そよ風パーク条例第 16 条第 1 項の規定により当該そよ風パークの指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 1 7 日条例第 2 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山都町そよ風パーク条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、施行の日前の使用料については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 2 条、第 5 条関係）

施設名	区分	数量	使用時間
ホテルウィンディ	宿泊	1 棟	1 5 時 0 0 分から翌日 1 0 時 0 0 分まで
	休憩		1 1 時 0 0 分から 1 5 時 0 0 分まで。ただし、当該宿泊室に空きがあるときは、2 2 時 0 0 分まで延長することができる。
コテージ	宿泊	7 棟	1 5 時 0 0 分から翌日 1 0 時 0 0 分まで
田舎山荘	宿泊	3 棟	1 5 時 0 0 分から翌日 1 0 時 0 0 分まで
ブルーベリー館		1 棟	7 時 0 0 分から 2 2 時 0 0 分まで
ふれあい農園		1 箇所	8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで
自遊工房			8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで
商品開発研究棟			8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで

そよ風浴場		1 棟	1 0 時 0 0 分から 2 2 時 0 0 分 まで
そよ風物産館		1 棟	1 0 時 0 0 分から 1 7 時 3 0 分 まで
そよ風広場		1 箇所	8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分ま で
多目的広場		1 面	8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分ま で
アスレチック施設		1 式	8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分ま で

別表第 2 （第 1 3 条、第 1 8 条関係）

施設	区分	使用料上限 額	備考
ホテルウィンディ 洋室・和室	1 泊 2 日	1 3 , 0 0 0 円	
ホテルウィンディ 研修室	1 室 1 時間	3 , 3 0 0 円	1 時間増すご とに 5 0 0 円 以内
ホテルウィンディ 休憩室	1 人 1 日	4 0 0 円	
コテージ	1 人 1 泊 2 日	1 9 , 5 0 0 円	
田舎山荘	1 人 1 泊 2 日	2 6 , 0 0 0 円	
ブルーベリー館 パン工房	1 人 1 日	2 , 6 0 0 円	
ふれあい農園	1 人 1 日	1 , 3 0 0 円	

自遊工房	1 人 1 日	2 , 6 0 0 円	
そよ風広場	1 日 1 団体	6 5 , 0 0 0 円	
商品開発研究棟	1 日 1 団体	1 , 3 0 0 円	
そよ風浴場	1 人 1 日	8 0 0 円	
そよ風浴場研修室	1 室 1 時間	3 , 9 0 0 円	1 時間増すご とに 5 0 0 円 以内
多目的広場	1 時間	2 , 6 0 0 円	